

秋田県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定に基づき、公示する。

令和2年3月24日

秋田県公安委員会委員長 塩谷國太郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
令和2年5月7日（木）午前10時から
- (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にあっては大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあっては大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は同条第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

令和2年4月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、12,450円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,450円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,550円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,150円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-863-1111 内線323）

秋田県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定に基づき、公示する。

令和2年3月24日

秋田県公安委員会委員長 塩谷國太郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（準中型）
- (4) 教習指導員審査（普通）
- (5) 教習指導員審査（大特）
- (6) 教習指導員審査（大自二）
- (7) 教習指導員審査（普自二）
- (8) 教習指導員審査（牽引）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

令和2年5月7日（木）午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号若しくは第2号又は同条第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

令和2年4月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあっては14,550円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,550円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型・準中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては11,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ11,850円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては9,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,650円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（大型・中型・準中型）に係る額	教習指導員審査（普通）に係る額	教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通）以外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,000円	3,550円	1,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,400円	1,300円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,300円	1,250円	1,250円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,600円	1,350円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,600円	1,350円	1,300円

6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,500円	1,300円	1,250円
備考			
1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあっては7,800円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては5,750円、教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては3,700円を減ずる。			
2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあっては3,350円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては2,850円、教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては2,750円を減ずる。			
3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型・準中型）を受けようとする者にあっては13,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては11,150円、教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては8,950円を減ずる。			

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問合せ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-863-1111 内線323）